

食品等流通法のご紹介

食品を生産・製造・流通・販売 される事業者の皆様へ

物流の効率化や品質管理・衛生管理の高度化への
対応を支援します！

融資

出資

債務保証

補助金

1. 支援を受けて実現できる取組の具体例

流通の効率化

- ☑ 段ボールのばら積みからパレット輸送に転換できる！
- ☑ 各産地の出荷量を予測して効率的なルートで集荷するためのシステムを構築できる！
- ☑ トラック輸送から鉄道・船舶輸送に切り替えて長距離輸送を効率化できる！
- ☑ トラック予約受付システムを構築してドライバーの待ち時間を減らせる！
- ☑ 共同輸送により輸送効率を高めることができる！

品質管理や衛生管理の高度化

- ☑ パレットや容器に電子タグを添付して温度管理や出荷管理ができる！
- ☑ 低温卸売場や冷蔵保管施設を整備してコールドチェーンを確保できる！

情報通信技術の利用

- ☑ AIやビッグデータを活用した需要予測で供給時期、供給先、供給量をマッチングできる！
- ☑ IoTを活用して効率的な物流システムを構築できる！
- ☑ ロボットを活用して荷役作業の負担を軽減できる！
- ☑ 電子タグを活用して受発注、在庫管理、決済を効率化できる！
- ☑ ブロックチェーン技術を活用して食品のトレーサビリティを確保できる！
- ☑ 画像解析技術を活用して個体格差の大きい生鮮食料品のインターネット通販・宅配事業を効率化できる！

国内外の需要への対応

- ☑ 単身世帯や高齢者世帯向けに生鮮食料品をカット・小分けして販売できる！
- ☑ 輸出の拠点となる物流施設を整備できる！

2. 支援の種類ごとの対象者と支援の内容

	対象者	支援の内容
融資	小売業者 加工・製造業者 外食業者 卸売業者 市場開設者 農林漁業者 注1	食品の製造・販売施設、卸売市場施設、農林漁業用施設の取得等に必要な資金の貸付 <ul style="list-style-type: none"> 貸付限度額：負担額の80%以内 償還期限：10年超15年以内 据置期間：3年以内 【日本政策金融公庫】
	小売業者 加工・製造業者 外食業者 卸売業者 市場開設者 農林漁業者 運送業者 IT事業者等	5年～7年間程度の期間にわたる出資と経営支援 注2 【農林漁業成長産業化支援機構】
債務保証	認定事業者の 海外現地法人等 注1	民間金融機関からの資金の借入等に対する債務保証 <ul style="list-style-type: none"> 保証期間：設備資金20年以内 運転資金5年以内 保証限度額：約4億円 保証範囲：90%以内 保証料率：年0.8%以内 【食品等流通合理化促進機構】
	民間団体等	海外における借入に対する信用状の発行による債務保証（スタンドバイクレジット） <ul style="list-style-type: none"> 保証限度額：1法人あたり4億5千万円 【日本政策金融公庫】
補助金	民間団体等	食品流通の合理化を図るためのモデル形成を支援（AI、ブロックチェーン等の先端技術を活用した食品流通プラットフォームの構築等） 【農林水産省補助事業】
その他	食品流通業者の組合及びその組合員等	食品流通の合理化を図るために必要な設備のリース料に係る利息の一部を軽減（冷蔵・冷凍車、冷蔵・冷凍庫、電動フォークリフト、情報処理システム等） 【食品等流通合理化促進機構】

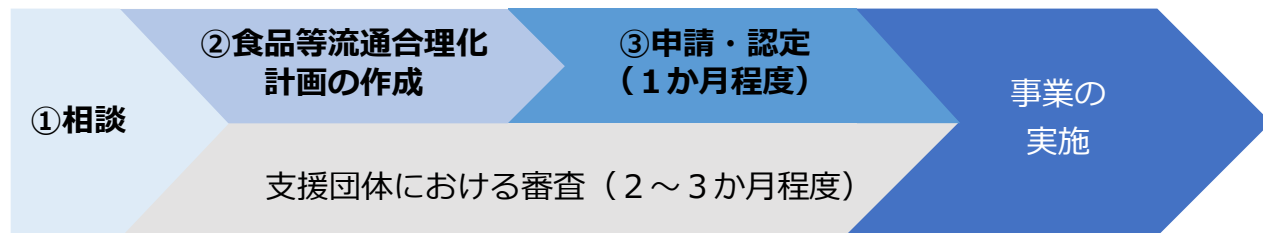
注1：日本政策金融公庫の融資、債務保証（スタンドバイクレジット）の対象は、中小企業者です。

〔食品製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下〕
 〔食品卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下〕
 〔食品小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下〕

注2：政策性の高い事業であって民間資金のみでは資金の調達が行われず十分な事業に対し出資を行うものです。このため、新たな技術を活用することや、複数の事業者の共用に供するシステム・施設等への投資であることが必要です。

詳しくは、裏面QRコードから支援基準等をご覧いただき、支援団体等へお問い合わせ下さい。

3. 支援を受けるには事業計画の認定が必要です



① 相談

まずは、気軽に農林水産省食料産業局食品流通課へご相談下さい。
申請に向けてお手伝します。
(事業開始の2～3か月程度前にはご相談下さい)

➤ 受けたい支援が決まっている場合は、支援団体に直接連絡することも可能です。

② 食品等流通合理化計画の作成

事業計画を策定する際には、以下の書類が必要です。

・所定の申請書

＜記載事項＞

申請者の概要、事業の目標・内容・実施時期、事業の実施に必要な資金の額・調達方法、食品等の流通の合理化が農林漁業の成長・一般消費者の利益の増進に寄与する程度

・添付書類※

直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書

※ 添付書類がない場合は当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類

③ 申請・認定

認定の要件は以下のとおりです。

- ・基本方針※に照らし適切なものであること。
- ・確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

※ 基本方針とは食品等流通法に基づき定められた「食品等の流通の合理化に関する基本方針」のことです。詳しくは、QRコードからご確認ください。

➤ 計画が認定された事業者には、毎年度実施状況を国に報告していただきます。

認定された計画については、事業者様の了解を得た上で農林水産省Webサイト等で公表させていただきます。

お問合せ先はこちら

■ 総合窓口

農林水産省食料産業局食品流通課 Tel. 03-3502-8267

【支援団体】

■ 融資・スタンドバイクレジットについて

株式会社日本政策金融公庫（公庫） Tel. 0120-154-505

■ 出資について

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE） Tel. 03-5215-5223

■ 債務保証について

公益財団法人食品等流通合理化促進機構（食流機構） Tel. 03-5809-2175



↑
食品等の流通の
合理化に関する
情報はコチラ